

## ○基本的に休止を要請する遊興施設一覧（例）

下記に示す施設は例示であり、施設の名称や本来の用途にかかわらず、当該施設の業務内容や感染拡大の危険性を考慮して判断する必要があります。

（例）カラオケボックスについて、歌謡のための設備を全て停止し、発声を伴わない楽器練習のみのために使用する場合やテレワーク用施設として使用する場合は対象外となる

種類	施設	備考
遊興施設	キャバレー（客の接待を伴わないものは除く。）	⇒特措法による協力要請
	ナイトクラブ（客の接待を伴わないものは除く。）	
	スナック（客の接待を伴わないものは除く。）	※但し、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等については、接待を伴わない飲食店として営業する場合は、徹底した感染対策を施した上での営業
	バー（客の接待を伴わないものは除く。）	
	パブ（客の接待を伴わないものは除く。）	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	